

## 《減免申請手続きの御案内》

事業者の皆様にご負担いただく港湾環境整備負担金のうち、事業者の皆様が緑化協力のため、敷地面積に対し5%以上の緑化を行っている場合や、事業場内の緑地を一般開放している場合などは、横浜市港湾環境整備負担金条例第9条の規定による減免対象となります。

### 1 減免を受けられる場合

- (1) 事業場敷地面積の合計（水域占用面積は除く）に対する、事業場内の緑地面積の合計の割合が5%以上である場合

(事例1)：事業場が3か所あり、それぞれの緑地面積が次のような場合

事業場	敷地面積 m <sup>2</sup>	緑地面積 m <sup>2</sup>	緑地面積 %
A	20,000	600	3
B	20,000	800	4
C	60,000	3,600	6
合計	100,000	5,000	5

- (2) 事業場敷地面積の合計（水域占用面積は除く）に対する、事業場の緑地面積の合計の割合が5%未満であっても、個々の事業場のなかに緑地面積の割合が5%以上になるものがある場合

(事例2)：事業場が3か所あり、それぞれの緑地面積が次のような場合

事業場	敷地面積 m <sup>2</sup>	緑地面積 m <sup>2</sup>	緑地面積 %
A	20,000	400	2
B	20,000	400	2
C	60,000	3,000	5
合計	100,000	3,800	3.8

- (3) 事業場内の緑地を整備して、一般公衆の利用に供している場合

### 2 減免申請書の提出

4月にご提出していただく敷地面積等の届出書（当該年の3月31日現在の敷地面積）と一緒に「港湾環境整備負担金減免申請書」をご提出いただきます。

※敷地面積届出書の摘要欄に記載していただく“緑地面積”が、減免の計算根拠の緑地面積となりますので、必ずご記入下さい。

### 3 減免の通知について

減免申請の承認・不承認通知は、「港湾環境整備負担金決定通知書」と一緒に送付いたします。